

# 鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領 (改正案)

鹿児島地方最低賃金審議会

# 鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領

## 1 目的

この要領は、鹿児島地方最低賃金審議会の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会の活動を広く一般に説明することができるようになるとともに、審議会の円滑な運営に資することを目的とする。

## 2 対象とする審議会の会議

この要領の対象とする審議会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島地方最低賃金審議会
- (2) 鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会**

## 3 審議会の会議の公開基準

審議会の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- (1) 公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (2) 個人若しくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合。
- (3) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合。

## 4 公開又は非公開の決定

審議会の会議の公開又は非公開の決定は、上記2の(1)及び(2)の会議の公開基準に基づき、原則として当該審議会の長が当該会議に諮って行うものとする。

## 5 公開の方法等

- (1) 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

## 6 会議開催の周知

審議会は、当該会議の開催日の10日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を掲載した開催通知を合庁掲示板に掲示するものとする。

## 7 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) この要領は、平成13年8月1日令和5年7月6日以降に開催される審議会の会議から適用するものとする。

改正 令和5年7月6日

## 退去要求

審議会 (〇〇専門部会) の傍聴券がなく、入場を希望しておられる方に要求します。

皆さんの行為は、審議会 (〇〇専門部会) の秩序と静穏を害し、審議会 (〇〇専門部会) の進行を妨げるものです。

すみやかに会場外に退去して下さい。

令和           年           月           日

審議会主宰者

鹿児島地方最低賃金審議会 (〇〇専門部会)  
会長 (部会長)

## 退去要求

審議会(〇〇専門部会)の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

皆さんの行為は、審議会(〇〇専門部会)の秩序を乱し、会議の進行を妨げるものです。  
すみやかに会場外に退去してください。

令和           年           月           日

審議会主宰者

鹿児島地方最低賃金審議会(〇〇専門部会)  
会長(部会長)